

EMBASSY OF JAPAN
TEHRAN

日本国文部科学省とイラン・イスラム共和国スポーツ青年省との間の
スポーツ分野における協力覚書

日本国文部科学省及びイラン・イスラム共和国スポーツ青年省（以下個別に「当事者」といい、総称して「両当事者」という。）は、

友好関係の強化と相互認識の促進を目的に、スポーツ分野における二国間関係と協力の発展を希望し、

以下の共通認識に至った。

第1項
目的

各国の法令を考慮し、両当事者は、スポーツ分野における協力の発展と向上のため、相互利益に基づいて互いに支援し合う。

第2項
協力分野

1. 両当事者は、各当事者の要望に応じ、スポーツ分野における教育、研究、科学及び文化に関する経験を共有するため、また、スポーツ分野における教育研究コースや科学的な会合を組織するため、情報を交換する。
2. 両当事者は、スポーツ分野のイベントに参加する代表団の交流を促進し、また、その達成のため、両当事者は両国のスポーツ関連団体との連携を強化する。
3. 両当事者は、アンチ・ドーピング分野、体育分野及びスポーツ医科学分野における審判、コーチ及びチームドクターや専門家の交流を促進する。
4. 両当事者は、スポーツ分野における施設、設備、及び機材を開発するための技術的経験や情報を交換する。
5. 両当事者は、スポーツ・ツーリズムの発展を促進、支援する。
6. 両当事者は、必要に応じて要人や専門家代表団の相互の会合を支援し把握する。
7. 両当事者は、必要に応じてスポーツ分野に関わる関係者のための活動を支援し把握する。

第3項
実施及び合同作業部会

本協力覚書（以下「覚書」という。）に沿って協力を達成させるため、各当事者の要望に応じ、両当事者で作成及び同意した文書を通して実施計画を準備し進捗を把握する。必要に応じて合同作業部会を設置する。

EMBASSY OF JAPAN
TEHRAN

第4項
知的財産権

- 1) 本覚書の下での活動の実施に対して、両当事者の一方によってもたらされるいかなる知的財産権（以下「IPR」という。）は、引き続きその当事者が所有権を有する。
- 2) 本覚書の下で両当事者によって管理される特定の文書、プログラム及びプロジェクトが IPR をもたらす場合、そのような IPR の所有権は別途の文書でもって決定される。

第5項
財政措置

本覚書の実施に関連する独自の活動に係る支出については、その予算や国内法で割り当てられた財源に従って、各当事者がその費用を負担する。また、いかなる他の関連事項も双方の同意により調整される。

第6項
規則及び法令の遵守

両当事者は、本覚書の下での協力に関する活動に関わる全ての者に対して適切な対応と必要な活動を行い、それらの活動が行われている国における国内法を尊重する。また、両当事者は、本覚書の目的を遵守し、当該国のいかなる内政干渉をも防ぐために協力する。

本覚書の解釈又は実行は、両当事者の国内規則や法令及び国際及び地域的協定から生ずる権利や義務に影響を与えない。

第7項
秘密性

- 1) 各当事者は、本覚書の実施のために、一方の当事者から受け取り、又は提供された文書、情報その他のデータの秘密性を遵守することを確認する。
- 2) 一方の当事者が秘密性のある文書又は情報を第三者に開示したい場合、当該当事者は少なくとも2か月前に他方の当事者から書面で同意を取り付ける。
- 3) 両当事者は、本覚書の下での協力の終了にかかわらず、本項目に記述される秘密性に関する事項は両当事者によって引き続き尊重されることを確認する。

第8項
紛争解決

本覚書の解釈又は実施から生ずる両当事者間のいかなる紛争も、外交経路を通じた協議又は交渉を通じて、友好的に解決される。

EMBASSY OF JAPAN
TEHRAN

第9項
停止

各当事者は、本覚書の下での協力の一部または全てを停止することができる。停止とその理由は、外交経路を通じて他方の当事者へ書面で通知される。他方の当事者がその通知を受け取った時点で、停止は即時に開始される。停止の理由が解決された場合、停止を要求した当事者は、外交経路を通じて他方の当事者に通知することで、即時に停止を終了させる。

第10項
修正

- 1) 各当事者によって本覚書の修正が要請される場合、その要請は少なくとも3か月前に書面で他方の当事者に通知される。
- 2) 両当事者によって確認及び署名されることで、当該修正は本覚書の一部とみなされる。

第11項
開始及び期間

本覚書の下での協力は、両当事者による署名の日から開始し、4年間継続する。本覚書の下での協力期間は、どちらか一方の当事者が他方の当事者に対し、本覚書の下での協力を終了させる意思を外交経路を通じて6か月前に書面によって通知しない限り、同期間自動的に更新される。

本覚書の下での協力の終了は、本覚書の下で実施される未完了又は実行中のプログラムに影響を与えないものとし、両当事者は当該プログラムを完了することに同意する。

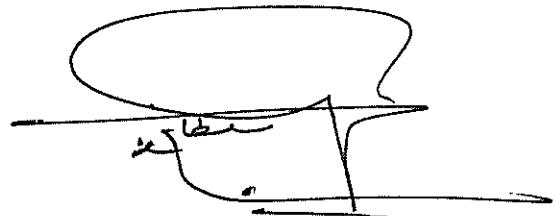
2020年12月22日にテレビ会議を通して東京とテヘランにおいて、同等の価値を有する日本語、ペルシャ語及び英語の言語により法的拘束力を有しない文書として署名された。本覚書の解釈についての相違がある場合には、英語の文書が優先する。

日本国
文部科学省のために

イラン・イスラム共和国
スポーツ青年省のために

萩生田 光一

萩生田 光一
文部科学大臣



マスウード・ソルタニファル
イラン・イスラム共和国スポーツ青年大臣